

---

○議長（我孫子洋昌君） ただいまから、休会を解き、令和7年下川町議会定例会を再開し、9月定例会議を開会いたします。

ただいまの出席議員数は、全員の7人です。

定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配布のとおりです。

---

○議長（我孫子洋昌君） 日程第1 「会議録署名議員の指名」を行います。

本定例会議の会議録署名議員は、下川町議会会議条例第123条の規定により、3番 小原仁興 議員及び4番 中田豪之助 議員を指名いたします。

---

○議長（我孫子洋昌君） 日程第2 「委員会報告」

議会の運営について、議会運営委員長から報告をいただきます。

大西 功 議会運営委員長。

○議会運営委員長（大西 功君） 令和7年下川町議会定例会9月定例会議の運営について、去る9月11日に開催いたしました議会運営委員会の審議結果について御報告いたします。

当日は、本会議の開催日日程及び審議要領等について審議を行いました。

9月定例会議の提案事項については、町長提案が20件で、内容は、行政報告1件、条例改正3件、一般議案6件、補正予算6件、決算認定2件、選任同意1件、報告1件でありました。

また、議会提案は1件で、内容は委員会報告1件であります。

これらの状況を考慮し、9月定例会議の審議を要する期間については、9月16日から19日の4日間とすることとし、本会議については、本日16日、17日及び19日の3日間とすることといたしました。

次に、町長提案議案等の審議要領等についてであります。令和6年度下川町会計決算認定等2件については、決算認定特別委員会を設置して審査を付託し、本会議休会中に審査をしていただくことにいたしました。

その他の町長提出案件18件、議会提案1件については、提案日に本会議において審議、報告を行うことにいたしました。

次に、一般質問については、4名の議員から通告がありました。

このことから、9月17日に4名の一般質問を行うことにいたしました。なお、質問方法等は、下川町議会会議条例及び下川町議会会議条例等運用例に基づいて行うこととなります。

以上、議会運営委員会における審議結果報告といたします。

○議長（我孫子洋昌君） ただいま報告がありましたが、委員長の報告のとおり、9月定例会議の審議を要する期間について、本日16日から19日までの4日間とすることに御異

議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(我孫子洋昌君) 異議なしと認め、9月定例会議の本会議の審議を要する期間は、本日16日から19日までの4日間とします。

---

○議長(我孫子洋昌君) 日程第3 「諸般の報告」を行います。  
報告事項は、お手元に配布しておりますので、朗読を省略し、報告といたします。  
以上で諸般の報告を終わります。

---

○議長(我孫子洋昌君) 日程第4 「行政報告」を行います。  
町長。

○町長(田村泰司君) 行政報告を行う前に御挨拶を申し上げます。  
議員各位には、時節柄大変御多用のところ、議会9月定例会議に御出席を賜り、心から感謝を申し上げます。

本定例会議に提案させていただく議案は、条例案件3件、組合の規約変更3件、財産取得1件、財産貸付け1件、計画変更1件、予算案件6件、決算認定案件2件、同意案件1件、報告案件1件の計19件であり、ほかに1件について行政報告を述べさせていただくところでございます。

提案内容につきましては、それぞれの提案時に申し上げたいと存じますので、よろしく御審議の上、御協賛のほど賜りたく、お願いを申し上げます。

それでは、令和7年度主要建設工事の発注状況についての行政報告を述べさせていただきます。

本年度の主要建設工事につきまして、8月末現在の発注状況を御報告申し上げます。

参考資料として、主要建設工事発注状況を添付しておりますが、これまでに4回の建設工事入札を実施しており、主要建設工事の発注予定件数24件に対し、24件を発注し、発注率は100%となっております。なお、これまでの主要建設工事の発注額は、土木工事が10件で1億8,051万円、建築工事が9件で1億2,982万円、その他工事が5件で2,653万円、合計24件で3億3,686万円となっております。

以上申し上げて、令和7年度主要建設工事の発注状況の報告といたします。

○議長(我孫子洋昌君) 以上で行政報告を終わります。

---

○議長(我孫子洋昌君) 日程第5 議案第16号「下川町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例」及び日程第6 議案第17号「下川町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例」を一括議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（田村泰司君） 議案第 16 号 下川町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例、議案第 17 号 下川町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例につきましては、関連がありますので一括して提案理由を申し上げます。

本案は、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律、いわゆる「育児・介護休業法」が改正されたことに伴い、令和 7 年 10 月 1 日施行分を改正するものであります。

主な改正内容につきましては、「下川町職員の勤務時間、休暇等に関する条例」では、男女ともに仕事と育児を両立できるよう措置を講ずるため、妊娠、出産等についての申出をした職員等に対する意向確認等について、新たに規定するものであります。

次に、「下川町職員の育児休業等に関する条例」では、第 20 条「部分休業の承認」において、部分休業の取得パターンの多様化に対応するため、「第 1 号部分休業」と「第 2 号部分休業」に分けて改正するものであります。

以上申し上げます、提案理由といたしますので、よろしく御審議の上、御協賛のほどお願い申し上げます。なお、詳細については、担当課長に説明させますので、よろしくお願いいたします。

○議長（我孫子洋昌君） 山本敏夫 総務企画課長。

○総務企画課長（山本敏夫君） それでは、下川町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例及び下川町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の概要について御説明を申し上げます。資料といたしましては、議案第 16 号説明資料また議案第 17 号説明資料となっております。

まず、下川町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例につきましては、職員又は配偶者の妊娠、出産等を申出たときと、職員の子が 3 歳の誕生日の 1 か月前までの 1 年間の時期に、小学校就学前の養育期間において、子や各家庭の事情に応じた仕事と育児の両立に関する事項について、意向を確認するものでございます。

意向の確認事項につきましては、勤務時間帯として始業及び終業の時期、就業の場所、両立支援制度等の利用期間、仕事と育児の両立に資する業務量や労働条件等でございます。

所要の条項につきましては、第 15 条の 3 及び第 15 条の 4 をそれぞれ 1 条ずつ繰り下げをいたしまして、第 15 条の 2 の次に第 15 条の 3 として、この新たな条項を整備するものでございます。

次に、下川町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例につきましては、こちらも就業生活と家庭生活をより柔軟に両立できるよう、部分休業の取得パターンの多様化に対応するため制度を見直すものでございます。

主な改正内容といたしましては、これまで第 20 条の「部分休業の承認」といたしまして、1 日 2 時間までの 30 分を単位として取得できる制度でございましたけども、これを「第 1 号部分休業の承認」といたしまして、新たに「第 2 号部分休業の承認」といたしまして、第 20 条の 2 から第 20 条の 5 の条項を加えるものでございます。

この第2号部分休業の内容につきましては、毎年4月1日から翌年3月31日までの取得期間で、年間10日相当の期間といたしまして、77時間、30分を上限に1時間単位で取得が可能となるものでございます。

以上、主な改正内容の説明とさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

○議長（我孫子洋昌君） ただいま、提案理由の説明並びに詳細説明がありましたが、これから質疑を行いますので、議案番号を指定の上お願いします。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（我孫子洋昌君） 質疑なしと認めます。

これから討論に入りますので、議案番号を指定の上お願いします。

まず、原案に反対者の発言を許します。

（なし）

○議長（我孫子洋昌君） ないようですので、次に、原案に賛成者の発言を許します。

（なし）

○議長（我孫子洋昌君） 討論なしと認めます。

これから、議案第16号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

（賛成者起立）

○議長（我孫子洋昌君） 全員起立です。

したがって、議案第16号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第17号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

（賛成者起立）

○議長（我孫子洋昌君） 全員起立です。

したがって、議案第17号は、原案のとおり可決されました。

---

○議長（我孫子洋昌君） 日程第7 議案第18号「下川町立障害者支援施設の設置及び管理に関する条例及び下川町立障害者グループホームの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例」を議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。  
町長。

○町長（田村泰司君） 議案第 18 号 下川町立障害者支援施設の設置及び管理に関する条例及び下川町立障害者グループホームの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について、提案理由を申し上げます。

本案は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に関係する二つの条例に関し、所要の改正を行うものであります。

第 1 条の下川町立障害者支援施設の設置及び管理に関する条例につきましては、障害者支援施設「山びこ学園」の施設入所支援について、利用の定員を 50 名から 40 名に減員するものであります。

改正の理由としましては、入所利用者数と職員数の適正配置、利用者サービスの質の維持向上と人材確保の課題解決を図るため、定員を 40 名とするものであり、このことで運営に係る増収が見込まれるものであります。

このほか、障害者総合支援法の条項ずれによる改正及び所要の字句の整理等も併せて行うものであります。

第 2 条の下川町立障害者グループホームの設置及び管理に関する条例につきましては、グループホームの設置根拠について、法条文に即した記載とするなどの改正を行うものであります。

いずれの改正条例案につきましても、施行期日は、令和 7 年 10 月 1 日とするものであります。

以上申し上げます、提案理由といたしますので、よろしく御審議の上、御協賛のほどお願い申し上げます。なお、詳細につきましては、園長に説明させますので、よろしく願いいたします。

○議長（我孫子洋昌君） 森笠明子 山びこ学園長。

○山びこ学園長（森笠明子君） 私の方から議案第 18 号について、説明資料に基づいて御説明いたします。

本条例案は、障害者総合支援法に関係することから、2 条建てで一括して改正を行うものとしております。

最初に、山びこ学園に関する改正について御説明いたします。

山びこ学園の施設入所支援の定員は現在 50 名であり、入所者は現在 39 名となっております。内訳については、男性が 24 名、女性が 15 名となります。

定員減とする理由については、近年徐々に入所者数が減少してきておりましたが、積極的な補充を見合わせまして、利用者の重度高齢化に対応する「適切でサービスの質の向上を目指す利用者支援」を行ってまいりました。

生活環境面では、男性の居室は、現在も 3 人部屋が複数あることから、入所者の生活環境改善、個人の生活スペースの尊重を念頭に、現在の 3 人部屋の個室利用又は 2 人利用化を進めることで、障害特性に応じた生活の質の向上が図られるものと考えております。

また、1 ページの②のとおり、令和 5 年に政府が打ち出しました施策の中には、入所施設の小規模化を推進する内容が含まれ、令和 6 年 4 月より、障害者福祉サービス等報酬改定が行われました。定員が少ないほど、基本報酬単価が高い改定となっております、持続可能で質の高いサービス支援体制を評価する内容となっております。

加えて、今後の入所希望者見込みであります、利用の問い合わせや相談が全くないわけではありませんが、施設の現状を説明してきており、入所までには至っておらず、③のとおり、新規利用者が増加していく可能性は低いものと考えております。

以上により、施設入所支援の定員を 50 名から 40 名に減員することで、持続可能な施設運営が図られるものと考えております。

2 ページになります。条例の改正についてですが、障害者総合支援法の条項ずれや所要の字句の整理等も併せて改正を行うこととしております。

次に、グループホーム「ういる」に関する改正について御説明いたします。

第 2 に記載のとおり、グループホームの設置根拠について、障害者総合支援法の条文に即した記載などの改正を行うこととしております。

最後に、本条例の改正の施行日は、令和 7 年 10 月 1 日であります。

説明は以上となります。御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（我孫子洋昌君） ただいま、提案理由の説明並びに詳細説明がありました、これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

3 番 小原仁興 議員。

○3 番（小原仁興君） 入所の人員を 50 名から 40 名に減員する案でございました。

入所希望者…いないわけではないけれど、事情を説明しながら、今のところ入所はないということで説明がありましたけど、将来的に入所を希望される方…継続的にというか定期的に来るんだと思います。40 名に減員した場合に、急遽受け入れが必要になった場合の受け入れ状況というのは確保されるものなのか、その部分の説明をしていただければと思います。

○議長（我孫子洋昌君） 森笠山びこ学園長。

○山びこ学園長（森笠明子君） ただいまの質問にお答えいたします。今後の入所希望者についてなんですが、現在、山びこ学園は 39 名の利用者となっております、40 名にした場合でも 1 名の枠がございます。ただ、先ほど御説明したとおり、男性の居室が不足しているような状況でして、男性の希望者に対しては従来どおり、居室の不足によって相部屋等になる場合に、個人の利用者さんの状況に応じて、それを望まれるか望まれないかということも含まれてきますので、そのへんを御説明して、相談していきたいと考えております。女性に関しては、1 名の枠については可能なものと考えております。

説明は以上となります。よろしくお願いいたします。

○議長（我孫子洋昌君） ほかに質疑はありませんか。

1 番 桜木 誠 議員。

○1 番（桜木 誠君） ただいまの条例改正の内容なんですが、主な改正内容としては、利用の定員を 50 名から 40 名に減員するというので、その理由としては、入所利用者数と職員の適正配置、あとは利用者サービスの質の向上と人材確保の課題解決、そして運営に係る増収が見込まれて経営改善が図れるということなのかなと思います。

園長の方からは、学園の概要と定員減とする理由…それもお聞かせいただきましたが、私から 2 点ほどお聞かせいただきたいと思います。

ただいまの小原議員の質問にも若干関係するかとはいえますが、40 名…先ほどの説明の中では、現状では利用を希望される方はいないという話ではありましたが、現段階で待機者数…いらっしゃるかどうかわかるか、もし分かれば、現状だとか詳細だとか教えていただければと思います。

次に、増収が見込まれるということでありましたが、多分経営改善に向けたシミュレーションか何かされてるのかなというふうに思いまして、例えばどのぐらい増収が見込まれるのか、例えば収支としてどのぐらい改善できるのかというところを…分かる範囲でよろしいので、お答えを頂きたいと思います。

○議長（我孫子洋昌君） 森笠山びこ学園長。

○山びこ学園長（森笠明子君） ただいまの質問にお答えいたします。待機者についてですが、現在待機登録されている方は 3 名おります。いずれも男性で、町外の方です。待機 1 番目の方は令和元年からになっておりますけれども、この方々についても施設の状況を御説明いたしまして、それを理解した上で待機登録をさせていただいてるという形になりますが、その後の問い合わせ等は、現在この 3 名の方に関してはないような状況ですが、ただ、タイミングというか…空きのタイミングに応じてということで御理解を頂いているものと考えております。

次に、財政シミュレーションの方ですが、50 名定員の場合と 40 名定員になったものを比較した際なんですが、今のシミュレーションの中では、1,000 万円程度の増収を見込んでおります。ただ、こちらにも入所者数とか利用日数等に応じて数字の変動はあるものと思っております。

以上です。よろしくお願いいたします。

○議長（我孫子洋昌君） ほかに質疑はありませんか。

6 番 斉藤好信 議員。

○6 番（斉藤好信君） 先ほど述べられた多人数…3 人の方が入ってる中から、将来的には入ってる利用者さんのことを考えながら個室に移行するようなお話でしたが、建物自体の中に、個室に改修して…例えば今 3 名ですよ…個室を三つ作るとか、そういうスペース等はあるのかどうかということと、それから、そういうふうに将来に向けて移行するの

に、スケジュール的な構想というのを今お持ちでしたらお答えいただきたいと思います。

○議長（我孫子洋昌君） 森笠山びこ学園長。

○山びこ学園長（森笠明子君） ただいまの質問にお答えいたします。個室のスペースに関してですが、男性の棟は開設の昭和 61 年に建設されたものでして、女性の棟は平成 2 年に増設されたものです。女性の棟に関しては、その時代に合わせて個室の数を増やしてというか…個数が多い状況で、元々 2 人部屋を想定して作られているものですから、女性の方はある程度不足なく経過できるものと考えております。男性の棟の建設に関しては、当時 4 名部屋ということ想定しての建設でしたので、元々多い状況ではあったんですが、それに対応するために…経過的にですけども…少しずつ、空き部屋といいますか…作業部屋だったり、更衣室予備部屋というのを構造変更いたしまして、それを居室に変更して対応してきているという経過はあります。男性の棟に関しては、今現在それ以上のスペースを増やすことは不可能なんですけれども、それに併せて、男性の利用者さんが高齢化という中ではいろいろ移動があったりということになりますので、そのタイミングに応じてというか、その入れ替わりに応じて、その部屋を 2 人部屋、個室等に変更することを想定しているような状況ですので、積極的な…利用者さんを移動ということは考えておらず、今の利用者さんの現状が変化することに伴ってということの考え方であります。

説明は以上となります。よろしくお願ひいたします。

○議長（我孫子洋昌君） スケジュールはどうでしょうか。  
寺西保健福祉課参事。

○保健福祉課参事（寺西健二君） 地域福祉連携推進室の立場からお答えさせていただきます。ただいま森笠園長がお答えさせていただきましたとおり、構造の変更とかそういったものやってきたというふうな状況もございますので、今後の状況につきましては、スケジュール的なものというのは難しいものかなというふうに考えているところでございます。以上でございます。

○議長（我孫子洋昌君） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（我孫子洋昌君） これで質疑を終わります。  
これから討論に入ります。  
まず、原案に反対者の発言を許します。

（な し）

○議長（我孫子洋昌君） ないようですので、次に、原案に賛成者の発言を許します。

(な し)

○議長（我孫子洋昌君） 討論なしと認めます。

これから、議案第 18 号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(賛成者起立)

○議長（我孫子洋昌君） 全員起立です。

したがって、議案第 18 号は、原案のとおり可決されました。

---

○議長（我孫子洋昌君） 日程第 8 議案第 19 号「北海道市町村職員退職手当組合理約の変更について」、日程第 9 議案第 20 号「北海道市町村総合事務組合理約の変更について」及び日程第 10 議案第 21 号「北海道町村議会議員公務災害補償等組合理約の変更について」を一括議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（田村泰司君） 議案第 19 号 北海道市町村職員退職手当組合理約の変更について、議案第 20 号 北海道市町村総合事務組合理約の変更について及び議案第 21 号 北海道町村議会議員公務災害補償等組合理約の変更については、関連がございますので一括して提案理由を申し上げます。

本案は、「<sup>えさしちょう</sup>江差町・<sup>かみのくにちょう</sup>上ノ国町学校給食組合」の脱退に伴い、組合理約の改正が必要であることから、地方自治法第 290 条の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

以上申し上げます。提案理由といたしますので、よろしく御審議の上、御協賛のほどお願い申し上げます。

○議長（我孫子洋昌君） ただいま提案理由の説明がありましたが、これから質疑を行いますので、議案番号を指定の上、お願いします。

質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（我孫子洋昌君） 質疑なしと認めます。

これから討論に入りますので、議案番号を指定の上、お願いします。

まず、原案に反対者の発言を許します。

(な し)

○議長（我孫子洋昌君） ないようですので、次に、原案に賛成者の発言を許します。

（な し）

○議長（我孫子洋昌君） 討論なしと認めます。

これから、議案第 19 号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

（賛成者起立）

○議長（我孫子洋昌君） 全員起立です。

したがって、議案第 19 号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第 20 号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

（賛成者起立）

○議長（我孫子洋昌君） 全員起立です。

したがって、議案第 20 号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第 21 号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

（賛成者起立）

○議長（我孫子洋昌君） 全員起立です。

したがって、議案第 21 号は、原案のとおり可決されました。

---

○議長（我孫子洋昌君） 日程第 11 議案第 22 号「議会の議決に付すべき財産の取得について」を議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（田村泰司君） 議案第 22 号 議会の議決に付すべき財産の取得について、提案理由を申し上げます。

本案は、予定価格が 700 万円以上となった契約につきまして、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 3 条の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

本財産の取得につきましては、本年 10 月に Windows10 のサポート期限が終了するため、小中学校の校務用パソコンを小学校 23 台、中学校 20 台、計 43 台を購入するほか、モニター及び周辺機器を購入するものであります。

入札の経過につきましては、下川町物品購入検討委員会規程に基づき、8月12日に開催しました物品購入検討委員会におきまして、本物件の購入指名業者について審議し、物品の内容等を勘案して、4者を指名することに決定し、9月2日に指名競争入札を行ったところであります。

入札の結果、契約の相手方は「株式会社内田洋行<sup>うちだようこう</sup> 北海道支店」で、契約金額は583万円に決定したものです。なお、落札率につきましては71.8%となっております。

以上申し上げます、提案理由といたしますので、よろしく御審議の上、御協賛のほどお願い申し上げます。なお、詳細につきましては、担当課長に説明させますので、よろしくお願いたします。

○議長（我孫子洋昌君） 小林大生 教育課長。

○教育課長（小林大生君） それでは、議案第22号 議会の議決に付すべき財産の取得について御説明いたします。

今回の備品につきましては、小中学校の教職員が、児童生徒の学びを支援するために使用する校務用のパソコンでありまして、本年10月にWindows10のサポートが終了すること、また、これからの校務DXに対応するため購入するものであります。

今回購入するパソコンは、小学校23台、中学校20台、計43台のWindows11搭載のミニタワーのパソコンとディスプレイと周辺機器、Microsoft365等のソフトを購入するものであります。

今回のパソコンの更新によりまして、今後の校務系のクラウド化等に対応し、校務系業務の効率化を図り、それにより空いた時間を児童生徒と向き合う時間とすることで、児童生徒一人一人の能力や可能性を引き出し、ひいては学力・体力向上を目指すものであります。なお、財源につきましては、北海道市町村備荒資金を充てるものであります。以上です。

○議長（我孫子洋昌君） ただいま、提案理由の説明並びに詳細説明がありましたが、これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

4番 中田豪之助 議員。

○4番（中田豪之助君） ハードですね…モニターとかパソコン本体とかで583万円、それとWindowsのOfficeとかのソフトも入ってましたか…。今回、一時的にかかるのが583万円で、それ以外に継続的にランニングコストみたいなものは発生するんでしょうか。

○議長（我孫子洋昌君） 答弁を求めます。

小林教育課長。

○教育課長（小林大生君） 今回導入いたしますものは、あくまでも備品ですので、これに対してのランニングコストは直接はございません。以上です。

○議長（我孫子洋昌君） 4番 中田議員。

○4番（中田豪之助君） 直接はかからないということは、間接にかかるんですか。

○議長（我孫子洋昌君） 小林教育課長。

○教育課長（小林大生君） 一般的な資機材の維持管理に係る費用はかかってくるということになります。以上です。

○議長（我孫子洋昌君） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（我孫子洋昌君） これで質疑を終わります。

これから討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。

（なし）

○議長（我孫子洋昌君） ないようですので、次に、原案に賛成者の発言を許します。

（なし）

○議長（我孫子洋昌君） 討論なしと認めます。

これから、議案第22号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

（賛成者起立）

○議長（我孫子洋昌君） 全員起立です。

したがって、議案第22号は、原案のとおり可決されました。

---

○議長（我孫子洋昌君） 日程第12 議案第23号「財産の無償貸付けの変更について」を議題といたします。

本案については、除斥の対象者がおりますので、地方自治法第117条の規定により、1番 桜木 誠 議員の除斥を求めます。

（桜木議員 退場）

○議長（我孫子洋昌君） 本案について、提案理由の説明を求めます。  
町長。

○町長（田村泰司君） 議案第 23 号 財産の無償貸付けの変更について、提案理由を申し上げます。

本案は、昭和 49 年に設立され、町内で消費者の安全安心に関する活動や省エネ活動を行っている下川消費者協会の「ばくりっこ会場」として、下川町民会館 1 階の事務所スペースを無償貸付けすることについて、令和 3 年下川町議会定例会 3 月定例会議において御議決を頂いているところでありますが、現在の事務所スペースだけでは手狭になり、更なるスペースを必要としていることから、下川町民会館 2 階の事務所スペースも無償貸付けを行いたく、議会の議決を求めるものであります。

なお、無償貸付けの理由につきましては、下川消費者協会が、物の再利用によるごみの減量化や、地域の交流・活性化などを目的とした「ばくりっこ」を運営するためのスペースとして活用するもので、環境と地域社会に対する貢献が大きく、公益性に資するため、無償貸付けを行うものであります。

以上申し上げます、提案理由といたしますので、よろしく御審議の上、御協賛のほどお願い申し上げます。

○議長（我孫子洋昌君） ただいま提案理由の説明がありました、これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

3 番 小原仁興 議員。

○3 番（小原仁興君） 今回、ばくりっこ会場として 2 階のスペースを無償貸付けするというので提案いただきました。

これは公募による結果なのか、それとも相対というか…、というか別の方々が 2 階のあのスペースを使いたいというニーズがあった可能性もあるかなと思って質問しているんですけど、これは公募をかけて…結果こういう提案になったのでしょうか。

○議長（我孫子洋昌君） 答弁を求めます。

小林大生 教育課長。

○教育課長（小林大生君） 今回は、消費者協会からの申出ということで、特段公募という手続は取っておりません。以上です。

○議長（我孫子洋昌君） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（我孫子洋昌君） これで質疑を終わります。  
これから討論に入ります。  
まず、原案に反対者の発言を許します。

（な し）

○議長（我孫子洋昌君） ないようですので、次に、原案に賛成者の発言を許します。

（な し）

○議長（我孫子洋昌君） 討論なしと認めます。  
これから、議案第 23 号を採決します。  
本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

（賛成者起立）

○議長（我孫子洋昌君） 全員起立です。  
したがって、議案第 23 号は、原案のとおり可決されました。  
ここで、桜木議員の除斥を解きます。

（桜木議員 入場）

---

○議長（我孫子洋昌君） 日程第 13 議案第 24 号「下川町過疎地域持続的発展市町村計画の一部変更について」を議題といたします。  
本案について、提案理由の説明を求めます。  
町長。

○町長（田村泰司君） 議案第 24 号 下川町過疎地域持続的発展市町村計画の一部変更について、提案理由を申し上げます。

下川町過疎地域持続的発展市町村計画につきましては、法律の定めるところにより、令和 3 年度から令和 7 年度までの計画として事業を実施しているところであります。

令和 7 年度の事業を進めるに当たり、過疎地域持続的発展支援交付金の採択に伴う「官民の様々な分野における人材育成のしくみづくり」の追加、及び過疎対策事業債の充当予定事業のうち、本計画に掲載のない「学校施設改修事業」を追加するため、過日、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法に基づく知事との協議が整いましたので、同法の規定により、計画の一部変更について議会の議決を求めるものであります。

以上申し上げます、提案理由といたしますので、よろしく御審議の上、御協賛のほどお願い申し上げます。

○議長（我孫子洋昌君） ただいま提案理由の説明がありました、これから質疑を行い

ます。

質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(我孫子洋昌君) 質疑なしと認めます。

これから討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。

(なし)

○議長(我孫子洋昌君) ないようですので、次に、原案に賛成者の発言を許します。

(なし)

○議長(我孫子洋昌君) 討論なしと認めます。

これから、議案第24号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(賛成者起立)

○議長(我孫子洋昌君) 全員起立です。

したがって、議案第24号は、原案のとおり可決されました。

---

○議長(我孫子洋昌君) 日程第14 議案第25号「令和7年度下川町一般会計補正予算(第4号)」を議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長(田村泰司君) 議案第25号 令和7年度下川町一般会計補正予算(第4号)について、提案理由を申し上げます。

本案は、令和7年度一般会計の第4回目の補正予算でありまして、歳入歳出にそれぞれ7,146万5,000円を追加し、総額を61億7,802万2,000円とするものであります。

今回の補正の要因につきましては、物価高騰対策に係るもの、緊急を要するもの、職員の人事異動等に係るものであります。

主な補正予算の概要を申し上げますと、総務費では、Jアラート機器等更改事業に係る経費を、民生費では、定額減税不足額給付金事業及び子育て世帯物価高騰支援事業に係る経費を計上しております。

土木費では、道路橋梁河川維持補修事業に係る経費を、教育費では、体育施設管理運営事業に係る経費を計上しております。

給与費では、職員の人事異動等に係る経費を計上しております。

なお、これらの財源としまして、町税、地方交付税、国庫支出金、繰入金、町債等をそれぞれ計上しております。

また、令和7年度の普通交付税の額がこのほど決定いたしましたので、その内容を御報告申し上げます。

今年度の交付決定額は27億1,706万5,000円で、前年度比プラス1.0%、2,681万2,000円の増額となりました。

次に、第2条の地方債の追加につきましては、事業の実施に伴い追加するものであります。

以上申し上げます、提案理由といたしますので、よろしく御審議の上、御協賛のほどお願い申し上げます。なお、詳細につきましては、担当課長に説明させますので、よろしく申し上げます。

○議長（我孫子洋昌君） 山本敏夫 総務企画課長。

○総務企画課長（山本敏夫君） それでは、議案第25号説明資料に基づきまして御説明を申し上げます。

一般会計の補正予算の概要書でございます。

補正の要因につきましては、物価高騰対策に係るもの、緊急を要するもの、職員の人事異動等に係る補正でございます。

まず、歳出の補正の内容でございますけれども、総務費、Jアラート機器等更改事業で826万1,000円の増額でございます。こちらにつきましては、国の全国瞬時警報システム（Jアラート）のシステム更改に伴いまして、平成30年度に導入いたしました受信機器の更新を行うための経費を追加するものでございます。

続きまして、民生費でございます。定額減税不足額給付金事業354万9,000円の増額でございます。こちらは、対象者が見込みよりも増えたことに伴います増額となっております。財源といたしましては、地方創生臨時交付金でございます。

続きまして、2ページでございます。

子育て世帯物価高騰支援事業405万円の増でございます、こちらは新規の事業でございます。物価高騰による負担増を踏まえまして、生活・暮らしの支援として、子育て世帯に対し、子育て支援券（商品券）を支給する経費を追加するものでございます。対象の世帯につきましては、18歳までの子供を養育している世帯、支援額につきましては、子供一人当たり1万円、また一人親等世帯の場合、一世帯当たり1万円分を加算するものでございます。この財源につきましては、子育て世帯物価高騰支援事業交付金といたしまして、地方創生臨時交付金を活用するものでございます。なお、子供一人当たりの分でございますけれども、200世帯300人を予定してございます。また、一人親等世帯の分は30世帯を予定しているところでございます。

次に、土木費でございます。道路橋梁河川維持補修事業200万円の増額でございます。町道の側溝等修繕の見込みによる増額で計上をさせていただいております。

教育費でございます。体育施設管理運営事業264万2,000円の増額でございます。こち

らにつきましては、スキー場圧雪車の牽引部分の亀裂が発覚をしてございます。それとロτζジの経年劣化に伴います、2階の外壁の時計及びストーブの更新…1階のロビーの部分でございますが…更新をするものでございます。

次に、3ページでございます。

給与費でございます。職員給与費3,165万1,000円の増額でございます。こちらは職員の人事異動等に伴う補正のほか、北海道市町村職員退職手当組合への普通納付金の改正及び令和6年度退職者に係る追加負担金の納付による増額でございます。

次に、歳入の補正の内容でございますけれども、町税でございます。個人町民税（所得割）で400万円、固定資産税（家屋）で156万1,000円、（償却資産）で34万円で、こちらは賦課の決定に伴う増額でございます。

次に、地方交付税でございます。3,706万5,000円の増額でございます。こちらは交付決定に伴う増額でございます。

4ページでございます。

国庫支出金でございます。物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金739万円の増額でございます。こちらは定額減税不足額給付金の見込み増及び子育て世帯物価高騰支援事業の実施に伴う増額でございます。

社会保障・税番号制度システム整備費等補助金274万4,000円でございます。こちらは戸籍に氏名の振り仮名を記載するための通知書及びシステムの改修経費に対する補助金を追加するものでございまして、補助率は10分の10でございます。

繰入金につきましては、財源調整でございます。721万5,000円でございます。

町債、Jアラート機器等更改事業債820万円でございます。こちらは緊急防災・減災事業債を活用する予定でございます。

以上、説明とさせていただきます。よろしくお願ひいたします。

○議長（我孫子洋昌君） ただいま、提案理由の説明並びに詳細説明がありました。これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（我孫子洋昌君） 質疑なしと認めます。

これから討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。

（なし）

○議長（我孫子洋昌君） ないようですので、次に、原案に賛成者の発言を許します。

（なし）

○議長（我孫子洋昌君） 討論なしと認めます。

これから、議案第 25 号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

（賛成者起立）

○議長（我孫子洋昌君） 全員起立です。

したがって、議案第 25 号は、原案のとおり可決されました。

---

○議長（我孫子洋昌君） 日程第 15 議案第 26 号「令和 7 年度下川町介護保険特別会計補正予算（第 2 号）」を議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（田村泰司君） 議案第 26 号 令和 7 年度下川町介護保険特別会計補正予算（第 2 号）について、提案理由を申し上げます。

本案は、令和 7 年度介護保険特別会計の第 2 回目の補正予算でありまして、介護保険事業勘定では、歳入歳出それぞれ 83 万円を追加し、歳入歳出総額を 4 億 7,969 万円とするものであります。

補正の概要を申し上げますと、歳出につきましては、総務費、地域支援事業費で、退職手当組合負担金の負担率の変更等に伴い、共済費、負担金を増額計上しております。

歳入につきましては、一般会計繰入金を増額計上しております。

次に、介護サービス事業勘定では、歳入歳出それぞれ 1,006 万 6,000 円を追加し、歳入歳出総額を 3 億 5,711 万 6,000 円とするものであります。

補正の概要を申し上げますと、歳出につきましては、総務費で、職員の異動等に伴い、給料、職員手当、共済費、負担金を増額計上するものです。

歳入につきましては、一般会計繰入金を増額計上しております。

以上申し上げますと、提案理由といたしますので、よろしく御審議の上、御協賛のほどお願い申し上げます。

○議長（我孫子洋昌君） ただいま提案理由の説明がありましたが、これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（我孫子洋昌君） 質疑なしと認めます。

これから討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。

(な し)

○議長（我孫子洋昌君） ないようですので、次に、原案に賛成者の発言を許します。

(な し)

○議長（我孫子洋昌君） 討論なしと認めます。

これから、議案第 26 号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(賛成者起立)

○議長（我孫子洋昌君） 全員起立です。

したがって、議案第 26 号は、原案のとおり可決されました。

---

○議長（我孫子洋昌君） 日程第 16 議案第 27 号「令和 7 年度下川町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 2 号）」を議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（田村泰司君） 議案第 27 号 令和 7 年度下川町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 2 号）について、提案理由を申し上げます。

本案は、令和 7 年度国民健康保険事業特別会計予算の第 2 回目の補正予算でありまして、歳入歳出それぞれ 18 万 7,000 円を追加し、総額を 4 億 8,947 万円とするものであります。

補正の概要を申し上げますと、歳出につきましては、退職手当組合負担金の負担率の変更等に伴い、共済費、負担金を増額計上しております。

歳入につきましては、財源調整として一般会計繰入金を増額計上しております。

以上申し上げます。提案理由といたしますので、よろしく御審議の上、御協賛のほどお願い申し上げます。

○議長（我孫子洋昌君） ただいま提案理由の説明がありましたが、これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（我孫子洋昌君） 質疑なしと認めます。

これから討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。

(な し)

○議長（我孫子洋昌君） ないようですので、次に、原案に賛成者の発言を許します。

(な し)

○議長（我孫子洋昌君） 討論なしと認めます。

これから、議案第 27 号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(賛成者起立)

○議長（我孫子洋昌君） 全員起立です。

したがって、議案第 27 号は、原案のとおり可決されました。

---

○議長（我孫子洋昌君） 日程第 17 議案第 28 号「令和 7 年度下川町下水道事業会計補正予算（第 2 号）」を議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（田村泰司君） 議案第 28 号 令和 7 年度下川町下水道事業会計補正予算（第 2 号）について、提案理由を申し上げます。

本案は、令和 7 年度下川町下水道事業会計の第 2 回目の補正予算でありまして、収益的支出に 18 万 1,000 円を追加し、総額を 2 億 4,432 万 3,000 円とするものであります。

補正の概要を申し上げますと、収益的支出につきまして、退職手当組合負担金の負担率の変更等に伴い、人件費を増額するものであります。

以上申し上げまして、提案理由といたしますので、よろしく御審議の上、御協賛のほどお願い申し上げます。

○議長（我孫子洋昌君） ただいま提案理由の説明がありましたが、これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（我孫子洋昌君） 質疑なしと認めます。

これから討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。

(な し)

○議長（我孫子洋昌君） ないようですので、次に、原案に賛成者の発言を許します。

(な し)

○議長（我孫子洋昌君） 討論なしと認めます。

これから、議案第 28 号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(賛成者起立)

○議長（我孫子洋昌君） 全員起立です。

したがって、議案第 28 号は、原案のとおり可決されました。

---

○議長（我孫子洋昌君） 日程第 18 議案第 29 号「令和 7 年度下川町簡易水道事業会計補正予算（第 2 号）」を議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（田村泰司君） 議案第 29 号 令和 7 年度下川町簡易水道事業会計補正予算（第 2 号）について、提案理由を申し上げます。

本案は、令和 7 年度下川町簡易水道事業会計の第 2 回目の補正予算でありまして、収益的支出に 120 万 2,000 円を追加し、総額を 2 億 8,027 万 9,000 円とするものであります。

補正の概要を申し上げますと、収益的支出につきましては、配水及び給水費では、西町第 1 増圧ポンプ室における設備の故障に伴い、修繕費を増額計上するほか、総係費において、人事異動及び退職手当組合負担金の負担率の変更に伴い、人件費を増額するものであります。

以上申し上げますと、提案理由といたしますので、よろしく御審議の上、御協賛のほどお願い申し上げます。

○議長（我孫子洋昌君） ただいま提案理由の説明がありましたが、これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

1 番 桜木 誠 議員。

○1 番（桜木 誠君） ただいまの下川町簡易水道事業会計補正予算（第 2 号）について、1 点確認をさせていただきたいと思っております。

事項別明細書 50 ページ、簡易水道事業会計の営業費用の配給水施設修繕費 90 万円であります。この修繕費…たしかバルブなどの取り替え修繕というふうに聞いていたかと思

ますが、この西町第1増圧ポンプ室…あのへんの地域は、たしか自分が在職中に…高低差があつてとても苦慮した地域というふうに記憶しております。

そこで、バルブは交換しますが、送水するためのポンプの方は、経年劣化で…しばらく大丈夫なのか、更新の必要があるのかどうか、そのへんをお聞かせいただきたいと思います。

○議長（我孫子洋昌君） 答弁を求めます。

齋藤英夫 町民生活課長。

○町民生活課長（齋藤英夫君） 桜木議員の御質問にお答えいたします。西町第1増圧ポンプ室につきましては、ポンプの方…平成23年頃、入れ替えた設備でございます。

現在、ポンプにつながる配管の水漏れがございまして、その修繕と、スルース弁…逆止弁の故障がありまして、そういったものを修繕していく予定でございます。

今後ですね、増圧ポンプについてなんですけれども、現在、更新は予定していないところであります。以上です。

○議長（我孫子洋昌君） 1番 桜木議員。

○1番（桜木 誠君） たしか今年の3月10日でしたか…町内で大規模な断水がありましたよね。やっぱり水道水の安定供給というのは、住民生活に必要不可欠なものでありますので、水道の供給に関しては、昼夜間わず、大変御苦労されるかと思いますが、是非安定供給に努めていただきたいと思います。以上です。

○議長（我孫子洋昌君） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（我孫子洋昌君） これで質疑を終わります。

これから討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。

（な し）

○議長（我孫子洋昌君） ないようですので、次に、原案に賛成者の発言を許します。

（な し）

○議長（我孫子洋昌君） 討論なしと認めます。

これから、議案第29号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(賛成者起立)

○議長（我孫子洋昌君） 全員起立です。

したがって、議案第 29 号は、原案のとおり可決されました。

---

○議長（我孫子洋昌君） 日程第 19 議案第 30 号「令和 7 年度下川町病院事業会計補正予算（第 1 号）」を議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（田村泰司君） 議案第 30 号 令和 7 年度下川町病院事業会計補正予算（第 1 号）について、提案理由を申し上げます。

本案は、令和 7 年度下川町病院事業会計の第 1 回目の補正予算でありまして、収益的支出につきまして、病院事業費用を 294 万 5,000 円追加し、支出総額を 6 億 1,350 万円とするものであります。

補正の概要を申し上げますと、新規採用、人事異動及び退職手当組合負担金の負担率の変更等に伴い、給与費の増額分を計上しております。

また、特別損失につきましては、2 月、3 月分の診療報酬の調定額に対する減額分を過年度損益修正損として計上しております。

次に、資本的収入につきまして、企業債を 420 万円減額し、収入総額を 2,811 万 8,000 円とするものであります。

補正の概要を申し上げますと、企業債対象内容の変更等に伴う減額分を計上しております。

以上申し上げますと、提案理由といたしますので、よろしく御審議の上、御協賛のほどお願い申し上げます。

○議長（我孫子洋昌君） ただいま提案理由の説明がありましたので、これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（我孫子洋昌君） 質疑なしと認めます。

これから討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。

(なし)

○議長（我孫子洋昌君） ないようですので、次に、原案に賛成者の発言を許します。

(な し)

○議長（我孫子洋昌君） 討論なしと認めます。

これから、議案第 30 号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(賛成者起立)

○議長（我孫子洋昌君） 全員起立です。

したがって、議案第 30 号は、原案のとおり可決されました。

---

○議長（我孫子洋昌君） 日程第 20 認定第 1 号「令和 6 年度下川町各種会計歳入歳出決算認定について」及び、日程第 21 認定第 2 号「令和 6 年度下川町公営企業会計決算認定について」を一括議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（田村泰司君） 認定第 1 号 令和 6 年度下川町各種会計歳入歳出決算認定及び、認定第 2 号 令和 6 年度下川町公営企業会計決算認定について、一括して提案理由を申し上げます。

両案は、地方自治法第 233 条第 3 項の規定に基づき、令和 6 年度下川町一般会計、下川町介護保険特別会計、下川町国民健康保険事業特別会計及び下川町後期高齢者医療特別会計の歳入歳出決算認定と地方公営企業法第 30 条第 4 項の規定に基づき、令和 6 年度下川町下水道事業会計、下川町簡易水道事業会計、下川町病院事業会計について、監査委員の意見を付けて議会の認定に付するものであります。

その内容について申し上げますと、まず、一般会計につきましては、歳入額 57 億 2,398 万 4,000 円、歳出額 55 億 7,160 万 5,000 円で、差引残額 1 億 5,237 万 9,000 円となりますが、繰越明許費繰越額 886 万 4,000 円を控除し、7,620 万円を決算積立として積み立ていたしまして、残る 6,731 万 5,000 円を令和 7 年度に繰り越すものであります。

介護保険特別会計につきましては、介護保険事業勘定で、歳入額 4 億 5,771 万 5,000 円、歳出額 4 億 2,726 万 2,000 円で、差引残額 3,045 万 3,000 円となりますが、このうち 1,523 万円を決算積立とし、残る 1,522 万 3,000 円を令和 7 年度に繰り越すものであります。

次に、介護サービス事業勘定では、歳入額 3 億 3,752 万 6,000 円、歳出額 3 億 2,936 万 4,000 円で、差引残額 816 万 2,000 円を令和 7 年度に繰り越すものであります。

国民健康保険事業特別会計につきましては、歳入額 3 億 9,498 万 3,000 円、歳出額 3 億 8,644 万円で、差引残額 854 万 3,000 円となりますが、このうち 428 万円を決算積立とし、残る 426 万 3,000 円を令和 7 年度に繰り越すものであります。

後期高齢者医療特別会計につきましては、歳入額 7,142 万 5,000 円、歳出額 7,086 万

6,000円で、差引残額55万9,000円を令和7年度に繰り越すものであります。

次に、企業会計の内容について申し上げますと、下水道事業会計の収益的収支につきましては、収入額2億3,030万円、支出額2億971万1,000円で、1,504万円の当年度純利益となります。資本的収支につきましては、収入額1億1,768万8,000円、支出額1億9,813万4,000円、差し引き8,044万6,000円は当年度消費税及び地方消費税資本的収支調整額、引継金及び当年度損益勘定留保資金より補填するものであります。

簡易水道事業会計の収益的収支につきましては、収入額2億871万3,000円、支出額2億1,441万6,000円で、2,375万7,000円の当年度純損失となります。資本的収支につきましては、収入額2億1,172万5,000円、支出額2億8,105万9,000円、差し引き6,933万4,000円は当年度消費税及び地方消費税資本的収支調整額、引継金及び当年度損益勘定留保資金より補填するものであります。

病院事業会計の収益的収支につきましては、収入額5億3,831万8,000円、支出額5億5,705万1,000円で、1,873万3,000円の当年度純損失となります。資本的収支につきましては、収入額2,069万5,000円、支出額2,233万8,000円、差し引き164万3,000円は過年度分損益勘定留保資金より補填するものであります。

以上、別途配布いたしました決算書により、認定賜りますようよろしくお願い申し上げます。提案理由といたします。

○議長（我孫子洋昌君） ただいま提案理由の説明がありました。これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（我孫子洋昌君） 質疑なしと認めます。

お諮りします。

認定第1号及び認定第2号については、決算認定特別委員会を設置して付託審査にしたいと存じますが、御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（我孫子洋昌君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は決算認定特別委員会を設置し、同特別委員会に付託することに決定いたしました。

次に、決算認定特別委員会委員の選任を行います。

特別委員会委員の選任については、委員会条例第7条第2項の規定により、

1番 桜木 誠 議員。

2番 奥崎裕子 議員。

3番 小原仁興 議員。

4番 中田豪之助 議員。

5 番 大西 功 議員。  
6 番 齊藤好信 議員。  
以上のとおり指名したいと思います。  
御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(我孫子洋昌君) 異議なしと認めます。  
したがって、ただいま指名しましたとおり、特別委員会委員に選任することに決定いたしました。  
次に、決算認定特別委員会の委員長及び副委員長の選出をしていただきます。  
ここで、正副委員長が選出されるまでの間、休憩といたします。

○事務局長(神野みゆき君) お知らせいたします。特別委員会委員は、応接室までお越しくださいますようお願いいたします。

休 憩 午前 11 時 16 分

---

再 開 午前 11 時 20 分

○議長(我孫子洋昌君) 休憩前に引き続き、会議を開きます。  
決算認定特別委員会の委員長及び副委員長が選出されましたので、報告いたします。  
委員長には、5 番 大西 功 議員。  
副委員長には、4 番 中田豪之助 議員。  
以上のとおり決定いたしました。

---

○議長(我孫子洋昌君) 日程第 22 同意第 2 号「下川町教育委員会委員の任命について」を議題といたします。  
本案について、提案理由の説明を求めます。  
町長。

○町長(田村泰司君) 同意第 2 号 下川町教育委員会委員の任命について、提案理由を申し上げます。

本案につきましては、教育委員の<sup>さとう みちのり</sup>佐藤 導謙氏が、本年 9 月 30 日をもって任期満了になりますので、同氏を委員として再任いたしたく、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 4 条第 2 項の規定に基づき、議会の同意を求めるものであります。

佐藤氏は、平成 25 年 10 月から教育委員としてその職責を果たされており、人柄も温厚篤実にして、人格識見ともに優れ、学校教育をはじめ社会教育にも精通されていることから、教育委員として適任であり再任するものであります。

以上申し上げまして提案理由といたしますので、よろしく御審議の上、御賛同賜ります

ようお願い申し上げます。

○議長（我孫子洋昌君） ただいま提案理由の説明がありましたが、これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（我孫子洋昌君） 質疑なしと認めます。

ただいま議題となっています同意第2号については、討論を省略することにしたいと思いますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（我孫子洋昌君） 異議なしと認め、同意第2号は討論を省略いたします。

これから、同意第2号を採決します。

本案は、原案のとおり同意することに賛成の方は、起立願います。

（賛成者起立）

○議長（我孫子洋昌君） 全員起立です。

したがって、同意第2号は、原案のとおり同意することに決定しました。

---

○議長（我孫子洋昌君） 日程第23 報告第8号「令和6年度決算に基づく下川町健全化判断比率及び資金不足比率の報告について」を議題といたします。

本案について、報告を求めます。

町長。

○町長（田村泰司君） 報告第8号 令和6年度決算に基づく下川町健全化判断比率及び資金不足比率について、御報告申し上げます。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づき、令和6年度決算に係る健全化判断比率と資金不足比率について、監査委員の審査が終了しましたので、意見を付して報告するものであります。

この財政健全化法は、自治体の財政破綻を未然に防ぐため、財政状況をより詳しく把握し、早期に健全化を促すための法律でございまして、健全化判断比率である4つの指標と公営企業ごとの資金不足比率の財政指標を算定することとなっております。

8月21日に監査委員に各比率について審査をいただき、別紙のとおり良好な状態であると御意見をいただいております。

まず、一般会計に赤字がどれくらいあったかを表す実質赤字比率では、早期健全化基準15%以上に対し「赤字がない」という結果であり、病院事業会計などを含む全会計を連結

してどれくらい赤字があったかを表す連結実質赤字比率についても、早期健全化基準20%以上に対し「赤字がなく」、いずれも数値が表示されない結果であります。

次に、一般会計が公債費の元利償還金や元利償還金に準ずるものをどれくらい支出しているかを表す実質公債費比率につきましては、早期健全化基準の25%以上に対し、昨年度から0.2%増の7.2%となっております。

また、一般会計において負担する将来の負担額を現在どれくらい持っているかを表す将来負担比率では、早期健全化基準350%以上に対し、昨年度から2.8%減の8.5%となっております。

最後に、公営企業ごとに赤字がどれくらいあったかを表す資金不足比率は、経営健全化基準20%以上に対し、下水道事業会計、簡易水道事業会計、病院事業会計いずれも「資金不足額がなく」、数値が表示されない結果であります。

このように、健全化判断比率であります実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率、公営企業の資金不足比率の全ての比率が基準を下回っていることを御報告申し上げます。なお、今後につきましても、将来を見据え、持続可能な財政運営に努めてまいりたいと存じますので、御理解のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（我孫子洋昌君） 以上で報告第8号を終わります。

---

○議長（我孫子洋昌君） 以上をもちまして、本日の日程は全て終了しました。

本日は、これをもって散会とします。

なお、9月定例会議の再開は、明日9月17日 午前10時ですので、御出席をお願いいたします。お疲れさまでした。

午前11時26分 散会